

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月16日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第26号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 条例第22条第5号の人事委員会規則で定める子の世話は、職員がその子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。</p> <p>3 条例第22条第6号の人事委員会規則で定める世話は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(週休日等の取扱い)</p> <p>第17条 条例第12条から第14条まで、第19条及び第22条（第5号及び第6号を除く。）から第24条までに規定する休暇の期間については、週休日、休日及び代休日は、当該休暇の期間内の日として取り扱うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(休暇の単位)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>2 条例第22条第5号の頻繁な通院を必要とする治療として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる治療とする。</u></p> <p>(1) <u>不妊治療として行われる体外受精又は顕微授精</u></p> <p>(2) <u>不育症に対する治療として行われるへパリン療法</u></p> <p>3 条例第22条第6号の人事委員会規則で定める子の世話は、職員がその子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。</p> <p>4 条例第22条第7号の人事委員会規則で定める世話は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(週休日等の取扱い)</p> <p>第17条 条例第12条から第14条まで、第19条及び第22条（第5号から第7号までを除く。）から第24条までに規定する休暇の期間については、週休日、休日及び代休日は、当該休暇の期間内の日として取り扱うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(休暇の単位)</p> <p>第18条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、年次休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇及び特別休暇（条例第22条第5号及び第6号に規定する休暇に限る。）の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に30分未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、年次休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇及び特別休暇（条例第22条第5号から第7号までに規定する休暇に限る。）の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に30分未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。